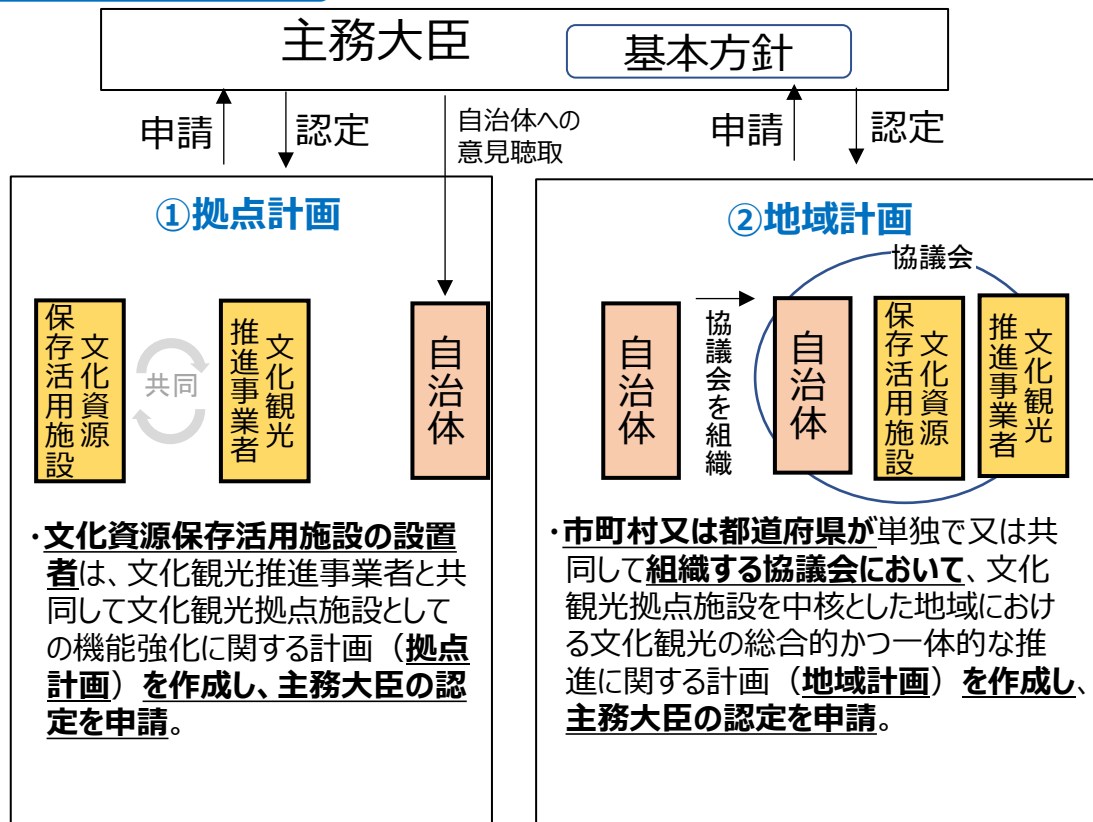


文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律の概要

趣 旨

文化・観光の振興、地域の活性化には、文化についての理解を深める機会の拡大及びこれによる国内外からの観光旅客の来訪促進が重要。文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進するため、主務大臣（文部科学大臣・国土交通大臣）による基本方針の策定、拠点計画・地域計画の認定、これらの計画に基づく事業に対する特別の措置等を講ずる。

法のスキーム



文化資源保存活用施設：博物館、美術館、社寺、城郭等

文化観光推進事業者：観光地域づくり法人（DMO）、観光協会、旅行会社等

文化観光拠点施設：文化資源保存活用施設が、文化観光推進事業者と連携し、文化についての理解を深めるための解説紹介を行う施設

認定による国等の支援

法律上の特例措置

- ・共通乗車船券、道路運送法、海上運送法に関する特例措置
- ・文化財の登録の提案に関する特例措置
- ・国・地方公共団体・国立博物館等による助言、
- ・（独）国際観光振興機構（JNTO）による海外宣伝
- ・国等所有の文化資源の文化観光拠点施設での公開への協力等

予算上の措置

- 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業
 - ・令和7年度予算額：1,353百万円
 - ・積算件数：50件程度
 - ・補助率：予算の範囲内で補助対象経費の2/3
 - ・国の認定を受けた事業に係る地方負担分は特別交付税措置

（各計画において行われる事業のイメージ）

①文化資源の魅力増進

- ・地域の文化資源の調査研究 ・鑑賞しやすい展示改修
- ・デジタル・アーカイブ化及び活用 ・専門人材確保

②理解を深めるのに資する取組

- ・展示品のわかりやすい解説及び多言語化
- ・情報通信技術の活用 ・ガイドツアー及び体験プログラムの実施

③利便の増進

- ・地域内の周遊バス借上 ・キャッシュレス、Wi-Fi整備
- ・バリアフリー整備（スロープ等）

④物品の販売提供、他施設との連携

⑤国内外への宣伝